

五島市支所庁舎整備基本計画



平成30年3月

五 島 市

平成31年1月

五 島 市

目 次

第1章 はじめに

- 1 支所庁舎整備の必要性とこれまでの経緯 1

第2章 支所庁舎の現状と課題

- 1 各支所庁舎の現状 2
- 2 耐震診断の結果 2

第3章 支所庁舎整備（耐震化）の基本的な考え方

- 1 基本理念 3
- 2 基本方針 3
- 3 整備（耐震化）方法 3
 - 富江支所庁舎の整備方法 4
 - 三井楽支所庁舎の整備方法 5
 - 岐宿支所庁舎の整備方法 6
 - 奈留支所庁舎の整備方法 7

第4章 庁舎の規模・機能

- 1 庁舎の整備規模 8
- 2 案内・窓口機能 8
- 3 市民サービス機能 8
- 4 防災・災害復興拠点機能 8
- 5 行政執務室機能 9
- 6 施設管理機能 9
- 7 駐車場機能 9

第5章 建設計画

- 1 概算事業費、財源 10
- 2 スケジュール 11

- 資料 12

第1章 はじめに

1 支所庁舎整備の必要性とこれまでの経緯

五島市は、平成16年に旧福江市、旧富江町、旧玉之浦町、旧三井楽町、旧岐宿町、旧奈留町の1市5町が合併して誕生しました。合併後、旧町役場は支所として役割を果たすとともに、災害発生時には災害対策本部の支部としての役割も担っています。

支所の庁舎は、旧町役場の庁舎を使用しており、平成6年に建築された玉之浦支所を除く4支所庁舎は築後46年から55年を経過し、老朽化が進んでいます。

また、近年では予想できない大地震が全国各地で多数発生しており、「いつ」「どこで」大地震が発生してもおかしくないという認識が広がっています。支所庁舎は市役所本庁舎と同じく、防災・災害復興拠点施設であることから、平成28年度に各支所庁舎の耐震診断を行いました。診断の結果、玉之浦支所を除く4支所全ての庁舎において耐震基準を満たしておらず、早急な耐震化が必要な状況となっています。

さらに、平成16年の合併以降、支所から本庁への業務と人員の集約が進み、支所庁舎の規模を見直す必要もあります。

このような状況の中、市職員で組織する「支所庁舎整備検討委員会」を設置するとともに、地域住民を構成員に含めた「作業部会」を各支所地区に設置し、支所庁舎の整備方法の検討を進めてきました。

また、これら検討委員会等での検討結果を受け、整備方法案を取りまとめたうえで、各支所地区において市民説明会を実施し、地域住民の意見を伺ってきました。

今後は、市民説明会及び市議会でのご意見を踏まえながら、計画的に支所庁舎整備事業に取り組んでいきます。

主な経緯

平成29年7月	支所庁舎整備検討委員会を設置
7月	第1回支所庁舎整備検討委員会を開催
8月	支所庁舎整備検討委員会作業部会を設置
8月～9月	支所庁舎整備検討委員会作業部会を開催 (各支所2～3回開催)
10月	第2回支所庁舎整備検討委員会を開催
11月	支所庁舎整備(耐震化)基本方針説明会を開催 (支所管内4箇所)
平成30年2月	支所庁舎整備基本計画(案)を公表
2月	パブリックコメント(意見公募)を実施
3月	支所庁舎整備計画策定

第2章 支所庁舎の現状と課題

1 各支所庁舎の現状

玉之浦支所を除く4支所の庁舎は、築後46年から55年を経過し、老朽化が進んでいます。また、各支所は、本庁舎と同じく防災・災害復興拠点施設となることから、平成28年度に耐震診断を行いました。診断の結果、I s値が0.3以下の岐宿支所本館及び奈留支所本館は、「震度6強規模の地震の振動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」ことが判明し、I s値が0.6以下の富江支所、三井楽支所の本館及び奈留支所の増築棟は「震度6強規模の地震の振動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」ことが判明しています。

2 耐震診断の結果

耐震診断は旧耐震基準で建てられた建物を診断しました。新耐震基準で建てられた建物は、耐震基準を満たしているため、耐震診断は不要です。

区分		建築時期	経過年数	耐震診断の結果 (I s値)※	耐震化の 必要性
富江支所	本館	S37.12	55	0.32	○
	別館	S37.12	55	1.15	
	議会棟	S58.3	34	新耐震基準	
	増築棟	H11.2	18	新耐震基準	
玉之浦支所	本館	H6.1	23	新耐震基準	
三井楽支所	本館	S43.7	49	0.43	○
	増築棟	S58.3	34	新耐震基準	
岐宿支所	本館	S46.8	46	0.28	○
	新館	H9.3	20	新耐震基準	
奈留支所	本館	S46.7	46	0.11	○
	増築棟	S57.3	35	0.51	○

※ I s値とは構造耐震の指標。数値が低いほど耐震性能が低いことを表します。

【震度6強規模の地震の振動及び衝撃に

対して倒壊し、又は崩壊する危険性】

I s値 0.3 未満 ⇨ 危険性が高い

I s値 0.3 以上 0.6 未満 ⇨ 危険性がある

I s値 0.6 以上 ⇨ 危険性が低い

※特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（国土交通省）

第3章 支所庁舎整備（耐震化）の基本的な考え方

1 基本理念

「安全で利用しやすく、市民に親しまれる庁舎」

- ①市民にとって利用しやすく、市民から親しまれる庁舎を実現するため、利用者の視点に立ち、的確な行政サービスを提供できる庁舎を整備します。
- ②市民生活に関わる多くの機能、情報を守り、また、災害時には災害応急対策や災害からの復旧、復興拠点としての役割を果たすことのできる庁舎を整備します。

2 基本方針

「市民の安全・安心を支える庁舎」

- ①災害時拠点施設として、高い耐震性能を有し、復旧・復興機能を十分に発揮できる設備を備えた庁舎とします。
- ②防犯対策にも考慮した高いセキュリティ機能を有した庁舎とします。

「容易性と利便性の高い庁舎（市民サービス・ユニバーサルデザイン・利便）」

- ①ユニバーサルデザイン^{※1}の視点に立ち、誰もが利用しやすい施設、設備を備え、動線に配慮した配置やサイン整備など来庁者に分かりやすい庁舎とします。
- ②仕切りのないオープンフロア^{※2}を基本とするが、機密情報やプライバシーには十分配慮した庁舎とします。

※1 ユニバーサルデザインとは、製品、建物、環境を、障がい、年齢、性別、言語など人が持つそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるようはじめてから考えてデザインするという概念

※2 オープンフロアとは、執務室を壁等で区画せず、カウンターを廊下側に配置し、見通しを確保する方式

3 整備（耐震化）方法

①検討の進め方

各支所庁舎の整備（耐震化）の方法について、「支所庁舎整備検討委員会」及び支所ごとに管内の市民を含めた「作業部会」を設置し検討を進め、決定した整備方法案について市民説明会を行い、ご意見をいただきました。

②各支所庁舎の整備方法

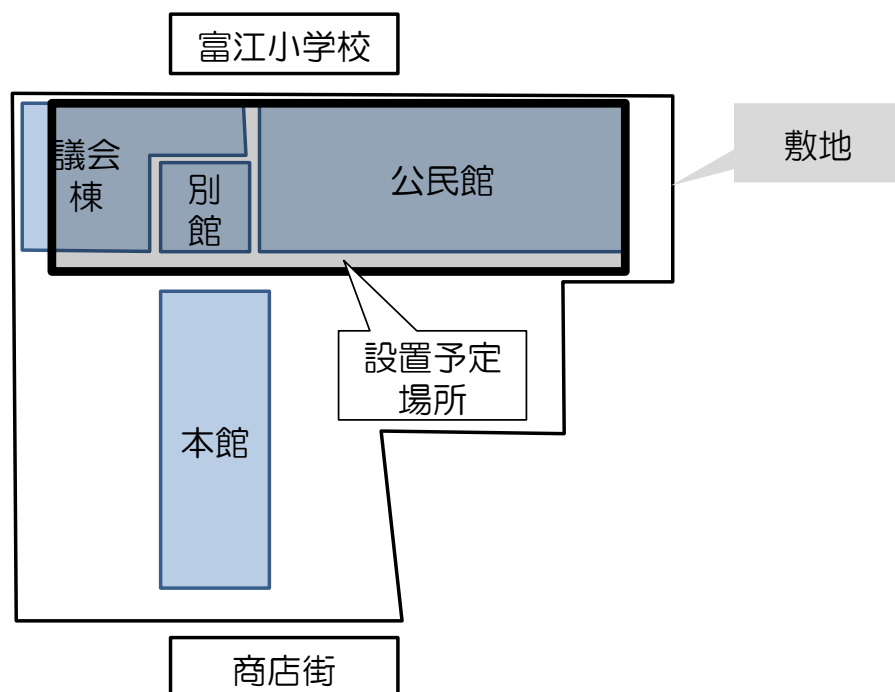
次ページにつづく



富江支所庁舎の整備方法

「現在地に公民館と合築して建替える」

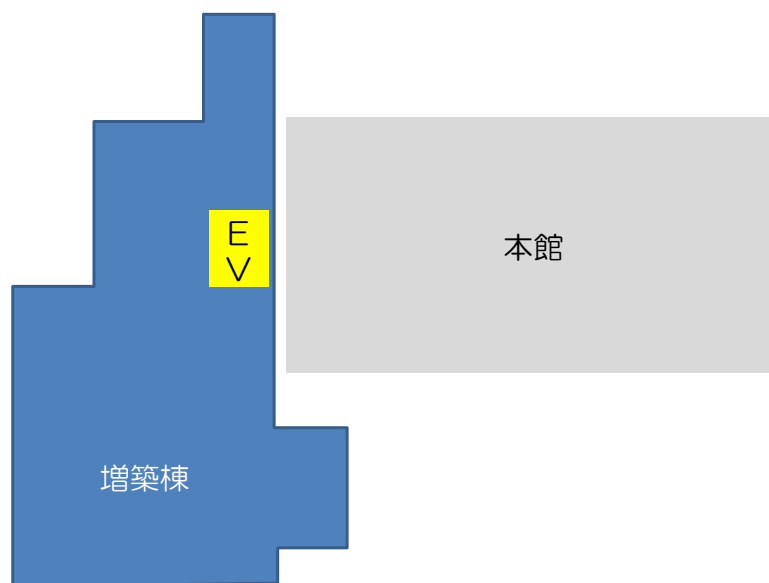
- ①昭和 45 年に建設され老朽化が進んでいる公民館と合築して建替えます。合築により共用可能な機能については共用し、整備費の削減を図ります。
- ②場所については公共交通機関での来庁者の利便性を考慮し、現在地での建替えとします。



三井楽支所庁舎の整備方法

「耐震性のない本館を解体し、耐震性のある増築棟を改修して活用する」

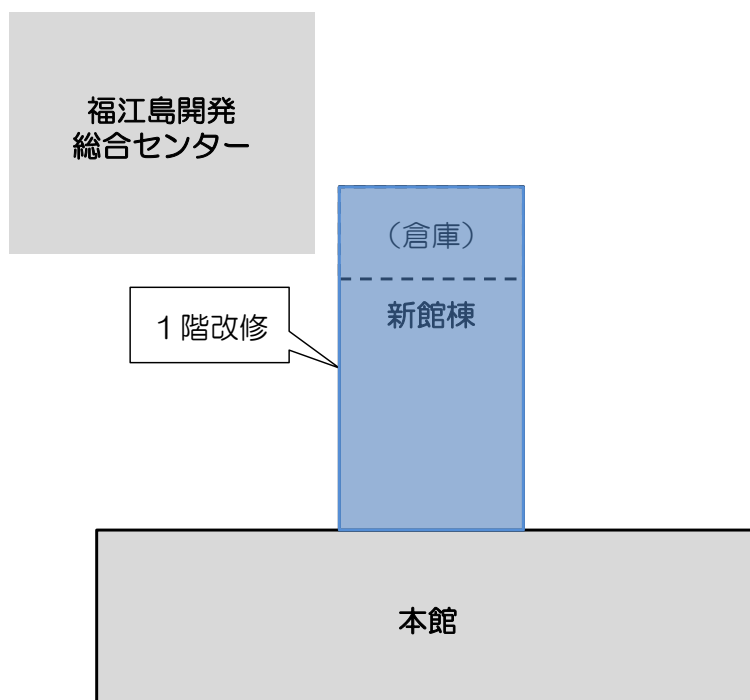
- ①既存施設の増築棟を活用することで整備費の削減を図ります。
- ②2・3階の諸室を相談室（小会議室）及び会議室として使用するため、エレベーターを設置します。



岐宿支所庁舎の整備方法

「耐震性のない本館を解体し、耐震性のある新館棟を改修して活用する」

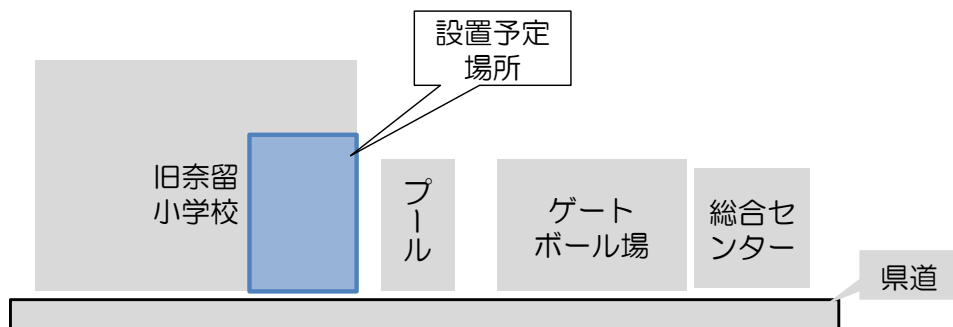
- ①既存施設の新館棟を活用することで整備費の削減を図ります。
- ②大会議室は、同じ敷地内に設置している福江島開発総合センターの会議室を活用することで整備費の削減を図ります。
- ③基本・実施設計において、新館棟1階に相談室（小会議室）が確保できず、2階を相談室として使用するなど、2階を活用することになった場合は、エレベーターの設置を検討します。
- ④新館棟1階の倉庫は、敷地内に代替倉庫を設置します。



奈留支所庁舎の整備方法

「旧奈留小学校跡地に奈留島世界遺産ガイドンスセンター（仮称）と合築して建替える」

- ①世界遺産に登録された江上集落のガイドンス施設と合築して建替えます。合築により共用可能な機能については共用し、整備費削減を図ります。
- ②大会議室は、奈留離島開発総合センターの会議室を活用することで整備費の削減を図ります。



第4章 庁舎の規模・機能

1 庁舎の整備規模

支所の構成は、執務室、相談室（小会議室）、書庫、警備員室、トイレ等の配置を計画します。

- ①執務室の規模については、「起債許可標準面積算定基準（総務省）」による算定方法で算出し、執務室面積を1人あたり5～6㎡程度とします。規模算出の基礎となる職員数については、庁舎整備年度の職員数及び整備時点で将来見込まれる職員の配置計画を考慮のうえ、整備規模が過大にならないよう検討します。
- ②相談室（小会議室）については、期日前投票会場や申告時の待合室等に使用でき、通常時はプライバシーに配慮した相談室として使用します。規模については、期日前投票会場として使用することを考慮して、50㎡程度とします。

2 案内・窓口機能

- ①相談業務、窓口業務において、プライバシーに配慮したカウンターや遮音性に優れた相談スペースを設置します。
- ②来庁者誰にでも分かりやすく利用しやすいよう動線を考慮し、大きく見やすい表示板を設置します。

3 市民サービス機能

- ①通路の幅員を十分に確保するとともに、段差の少ないフロアとします。
- ②車いす使用者、子供連れの利用者に対応した多目的トイレを確保し、分かりやすく利用しやすい配置とします。
- ③乳幼児を連れた来庁者のための授乳室等の設置を検討します。

4 防災・災害復興拠点機能

- ①各支所は、震災時には災害対策本部の支部として、所管する区域の災害対策の指揮及び情報伝達等を担う必要があることから、庁舎には高い耐震性と安全性が求められます。
各支所庁舎の耐震安全性は、災害対策拠点として十分な機能確保が図られること及び、人命の安全確保が図られることを目標とします。
- ②3日間以上の燃料を備える自家発電設備の設置を検討するとともに、災害対応の水の確保についても検討します。

5 行政執務室機能

- ①フロア全体を有効活用できる平面構成とし、開放的で視認性のよいオープンフロアを基本とします。
- ②重要書類の保管は、市民のプライバシーや個人情報の保護が徹底管理できるよう計画します。
- ③将来の行政需要の変化や機構改革にも対応できるよう、フリーアクセスフロア^{※3}を検討します。

※3 フリーアクセスフロアとは、基礎となる床と増設した床の間で自由に配線・配管できるよう2重にした床。レイアウトの変更や機器の増設に対応しやすい。

6 施設管理機能

- ①市民に開かれた庁舎とすることを前提として、個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯上の観点からセキュリティに配慮した庁舎とします。
- ②閉庁時は、シャッター等によって市民が利用できるエリアを明確にできるよう検討します。
- ③敷地内は、周辺環境との調和を図りつつできるだけ緑を活用します。
- ④自然利用の一環として、温もりや安らぎを感じられる快適な空間づくりのため、地元産木材を使用した内装等を検討します。

7 駐車場機能

- ①来庁者駐車場は、十分な駐車スペースを確保し、障がい者用駐車場等も適切に配置します。

第5章 建設計画

1 概算事業費、財源

概算事業費につきましては、現在（平成 29 年度）の職員数を基に、「起債許可標準面積算定基準（総務省）」による執務室面積の算定により仮の面積を算出し、現時点で想定している概算事業費を次のとおり積算しました。

支所名・項目		現状概算事業費	
富江支所	概算費用	3 億 7,500 万円	
	内 訳	建設工事（設計費含む）	3 億 100 万円
		解体工事	7,400 万円
三井楽支所	概算費用	1 億 5,100 万円	
	内 訳	建設工事（設計費含む）	1 億 1,600 万円
		解体工事	3,500 万円
岐宿支所	概算費用	2 億 8,300 万円	
	内 訳	建設工事（設計費含む）	2 億 3,500 万円
		解体工事	4,800 万円
奈留支所	概算費用	4 億 5,500 万円	
	内 訳	建設工事（設計費含む）	3 億 7,100 万円
		解体工事	8,400 万円
合計	概算費用	12 億 6,400 万円	
	内 訳	建設工事（設計費含む）	10 億 2,300 万円
		解体工事	2 億 4,100 万円

※富江支所の概算事業費は、支所部分に要する事業費（公民館の事業費は含まない）

なお、詳細な事業費につきましては、基本・実施設計の段階で積算していきますが、今後の庁舎機能の検討、資材等の価格変動により変わる可能性があります。

支所庁舎整備の財源については、庁舎整備のために積み立てている基金を活用します。

2 スケジュール

庁舎の整備スケジュールは、下表のとおりです。各支所の整備スケジュールについては、平成35年度までに全支所の整備完了を目指し、整備に期間を要する支所から着手します。ただし、奈留支所については、耐震性能が最も低いこと及び2次離島であることから災害対策本部の支部としての重要度が高いことを考慮し、早期完成を目指します。

なお、今後進める規模・機能の検討状況などにより変更することもあります。

		H30	H31	H32	H33	H34	H35
富江支所	計画調整	計画調整					
	設計		解体設計 公民館・議会棟	基本・実施設計※4			
	建設工事				庁舎・公民館合築で建替え		
	解体工事			公民館・議会棟解体			本館解体
三井楽支所	計画調整	計画調整					
	設計				基本・実施設計※4		
	改修工事					増築棟改修	
	解体工事						本館解体
岐宿支所	計画調整	計画調整					
	設計				基本・実施設計※4		
	改修工事					新館棟改修	
	解体工事						本館解体
奈留支所	計画調整	計画調整					
	設計		基本・実施設計※4				
	建設工事			庁舎建替え			
	解体工事					本館解体	

※4 基本設計とは、基本計画等で提示された設計に必要な事項を整理したうえで、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめるもの。
実施設計とは、基本設計図書に基づいて、詳細な設計を進め、工事施工に向けて、工事費の具体的な積算を行うもの。

資料

第4章－1 庁舎の整備規模の検討（詳細）

基準や現況での執務室の面積算定

1 起債許可標準面積算定基準（総務省）による執務室の面積算定

職員一人あたりの執務室面積：5.83 m²

区分		職員数	換算率	基準面積	算出面積	職員一人あたりの面積
事務室	課長級	1人	2.5	4.5 m ²	11.25 m ²	11.25 m ²
	課長補佐 ・係長級	7人	1.8		56.70 m ²	8.10 m ²
	一般職員	16人	1		72.00 m ²	4.50 m ²
	合計	24人		139.95 m ²	5.83 m ²	

※富江支所の職員数（H29.4.1 現在）で仮算定

2 本庁舎本館棟の執務室面積

職員一人あたりの執務室面積：5.57 m²

		面積	職員数	職員一人あたりの面積
事務室	1階	682.44 m ²	119人	5.73 m ²
	2階	368.08 m ²	72人	5.11 m ²
	3階	52.5 m ²	7人	7.50 m ²
	合計	1103.02 m ²	198人	5.57 m ²

3 支所と規模（職員数）が同程度の本庁各課の執務室面積

職員一人あたりの執務室面積：5.52 m²

		面積	職員数	職員一人あたりの面積
事務室	税務課	142.95 m ²	20人	7.15 m ²
	農業振興課	108.01 m ²	21人	5.14 m ²
	農林整備課	108.01 m ²	24人	4.50 m ²
	合計	358.97 m ²	65人	5.52 m ²